

1 概要

災害時のトイレ環境は、過去に発生した大規模な震災において、水洗トイレが使用できず衛生環境が悪化し、被災した市民の避難生活や健康に影響を及ぼすことが繰り返し発生するなど、問題になっていることから、過去の大規模災害で得られた教訓や課題に対応するため、「川崎市災害時のトイレ対策方針」（案）を取りまとめ、市民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、35通（総意見数75件）の御意見・御質問をいただきましたので、御意見等の内容とそれに対する本市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

題 名	「川崎市災害時のトイレ対策方針」（案）に関する意見募集について
意見の募集期間	令和7（2025）年9月8日（月）～令和7（2025）年10月31日（金）
意見の提出方法	意見提出フォーム、FAX、郵送、持参
意見募集の周知方法	・川崎市ホームページ ・市政だより（令和7年10月号掲載） ・資料の閲覧（かわさき情報プラザ、各区役所の市政資料コーナー、支所・出張所、図書館（本館・分館）、市民館（本館・分館）、危機管理本部危機管理部事業調整担当）
結果の公表方法	・川崎市ホームページ ・資料の閲覧（かわさき情報プラザ、各区役所の市政資料コーナー、支所・出張所、図書館（本館・分館）、市民館（本館・分館）、危機管理本部危機管理部事業調整担当）

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）		35通（75件）
内訳	意見提出フォーム	23通（43件）
	FAX	5通（16件）
	郵送	1通（1件）
	持参	6通（15件）

4 案に関するパブリックコメントの実施結果

(1) 実施結果

【御意見に対する本市の考え方の区分】

- A 御意見を踏まえ、方針に反映させるもの
- B 御意見の趣旨が方針に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの
- C 今後の取組を進めていく上で参考とするもの
- D 方針に対する質問・要望であり、方針の内容を説明・確認するもの
- E その他

【御意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計
(1) 方針全体について	0	2	0	0	0	2
(2) 方向性1「避難所におけるマンホールトイレを軸としたトイレ対策への転換」について	1	3	1 0	2 7	0	4 1
(3) 方向性2「市民の具体的な行動につなげる自助・共助への働きかけ」について	2	4	1	8	0	1 5
(4) 方向性3「共助・公助が連携したトイレ対策の地域展開」について	0	7	0	2	0	9
(5) その他	0	0	0	2	6	8
計	3	1 6	1 1	3 9	6	7 5

※具体的な御意見の内容と市の考え方については、次ページ以降を御参照ください。

(2) 主な意見と本市の対応

ア 主な意見

マンホールトイレ整備に関することをはじめ、避難所運営、携帯トイレに関する御意見等が寄せられました。

イ 本市の対応

携帯トイレの廃棄方法やマンホールトイレの整備後の運用に関する意見が寄せられたことを踏まえ、本方針の一部に加筆をするとともに、所要の整備を行い、「川崎市災害時のトイレ対策方針」を策定します。

5 具体的な御意見の内容と本市の考え方

(1) 方針全体について（意見数2件）

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
1	本施策を実施するのは大賛成、災害時のトイレ問題は不可避である。	災害時のトイレ環境は、被災した市民の避難生活や健康に影響を及ぼす重要な問題であり、いつ発生するか分からない災害に備え、早急に取り組む必要があると考えております。本方針を基に、今後、自主防災組織や町内会、自治会、民間事業者など、多様な主体と連携し、着実に災害時のトイレ対策を進めていきます。	B
2	とても重要な施策に取り組んでいただき、ありがとうございます。市民の生命・安全に直結するトピックと捉えており、十分な予算とスピード感を持って実施されることを要望する。		B

(2) 方向性1「避難所におけるマンホールトイレを軸としたトイレ対策への転換」について（意見数41件）

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
1	能登半島地震においては、設置や運用を地元の自治会が十分に把握しておらず、間違った使用方法をとったことにより、避難者が困ったという報告もあった。避難所にマンホールトイレを整備した後を想定し、避難所運営者（自治会など）による携帯トイレ、マンホールトイレの発災直後の運用トレーニング、市民に分かりやすいマニュアルの整備についてなど、運用面についても少し記載があった方が良いのではないかな。	災害時の避難所において、避難者等の方々が適切にトイレを使用し、安全で衛生的なトイレ環境が確保されることが重要だと考えており、マンホールトイレの設置マニュアルの整備や避難所運営マニュアル標準例の見直しなど、災害時のトイレ運用を明確化して市民の皆様にお伝えすることが重要と考えております。 御意見を踏まえ、本方針の本編7ページの「方向性1 避難所におけるマンホールトイレを軸としたトイレ対策への転換」の「取組① マンホールトイレの整備」の「構造・サインほか（想定）」に「マンホールトイレの設置等に関するマニュアルの整備」を掲げるとともに、本編8ページの「方向性2 市民の具体的な行動につなげる自助・共助への働きかけ」の「取組② 災害時のトイレ対応訓練の実施」に、「災害時におけるトイレの運用について、避難所運営マニュアル標準例へ位置付ける」ことの記載を追加しました。	A
2	避難所では排泄関連は公衆衛生面で大きな影響が出ると思うので、増設できる水洗トイレなどの整備はぜひ進めていただきたい。	避難所においては、安全で衛生的なトイレ環境を確保していくことが重要だと考えております。 マンホールトイレは、災害時においても、持続的かつ衛生的に使用できる可能性が高く、水洗トイレに近い感覚で使用できることから、避難所への整備を進めることで、良好なトイレ環境を確保していきます。	B

3	マンホールトイレの設置が進み完成したら、防災訓練の時だけではなく頻繁に市民に開放して「見て学ぶ」を開催してほしい。	災害時には、避難所運営会議の方々だけではなく、避難する方々も設置、運営できることが必要なため、訓練のほか、イベントなど様々な機会を通じて、啓発をしていきます。	B
4	賛成。マンホールトイレに関しては、避難所等、下水道が耐震化されている施設以外で、安易にマンホールを開けてトイレとすることのないよう、注意を促すことも必要だと思う。私自身、断水時は、近くの公園の排水口に排泄すればいいと思っていた。そのような人がいないよう啓蒙をお願いしたい。	避難所に整備するマンホールトイレの穴は、一般的な住宅や道路上にあるマンホールとは異なり、安全性や排泄環境を考慮した構造となっていますので、今後、マンホールトイレに関する啓発を行っていく中で、道路に設置されているマンホール等を開けてトイレとして使用することがないように、丁寧に説明を行っていきます。	B
5	川崎市の地域特性として液状化のリスクがある地域が広く分布している（川崎市災害時のトイレ対策方針の9ページ目の「川崎市直下の地震の液状化危険度分布」より）とのことで、整備したマンホールトイレを災害時において使用できるのか市民の不安がでてくることが想定されることから、災害時にマンホールトイレが使用できる環境等の情報提供があると、市民の安心感が高まると考える。	本市では、下水の処理施設である水処理センターと避難所を結ぶ下水管きょについて、令和8年度までに全ての耐震化が完了する予定でして、令和9年度以降は、地震による下水管きょへの被害を最小化できるものと考えております。これから避難所に整備するマンホールトイレは、耐震性能が確保されたものを採用し、液状化に強い工法で設置していくことに加え、し尿の貯留機能が付いていることから、液状化などのリスクにかかわらず、発災当初から有効に活用できると考えております。 また、避難所にはマンホールトイレだけでなく、携帯トイレを備蓄するとともに、災害時にはトイレの使用可否の確認を終えた既設のトイレを活用するなど、状況に応じて複合的な対応を行うことで、安全で衛生的なトイレ環境を確保していきます。 なお、災害時のマンホールトイレの設置状況については、避難所開設情報と併せてお知らせするなど、情報提	C

		供の方法について検討していきます。	
6	可搬式照明はどのようなものか。夜間に女性や子供が使用しやすいように、照明はかなり強めにお願いしたい。(他同趣旨1件)	マンホールトイレの設置に必要な備品として、夜間でも、高齢者や子どもをはじめとした要配慮者の方々の利用を想定した可搬式の照明を用意するなど、安全で衛生的なトイレ環境の確保に取り組んでいきます。照明に限らず、過去の災害時の状況から得た知見を活かし、実際に利用する避難者の視点に立って備品を配置していきます。	C
7	ささやかな希望として、男性用女性用トイレの配置の仕方、トイレ内に軽量の物を置く棚などの設置、トイレまでの導線の誘導灯の設置も考慮していただきたい。	マンホールトイレの上部構造(テントやパネル)については、一般の利用を想定した個室のほか、高齢者、子どもをはじめとした要配慮者と介護者の方が一緒に入れるユニバーサルデザインの大きい個室を用意します。 マンホールトイレの設置に必要な備品、配置の仕方などについては、過去の災害時の状況から得た知見を活かし、実際に利用する避難者の視点に立って備品を配置していくことで、安全で衛生的なトイレ環境を確保していきます。	C
8	できれば子供用の小さいタイプの便座などがあると良いのではないかと。棚やコート掛けのフック、ゴミ箱などはあるのか？手荷物などを地面に置くわけにはいかないので、棚やフックなどを検討していただきたい。		C
9	衛生の観点からも、女性用の個室にはサンタリーボックスをつけていただきたい。		C
10	テントのトイレは狭すぎて子供と一緒に入る事はできないと思うが、どうか？		C
11	テントについて、カッターなどで切られたり、鍵がしっかきしていなかったり、子供を一人で行かせることは難しいと思っている。防犯の観点から、より個室に近い頑丈なものにしていただきたい。(他同趣旨1件)		C
12	男女のトイレの列は分けていただくと安心して使えると思う。		C

13	地震があったとき、誰がマンホールトイレを設営するのか？	マンホールトイレの設置は、自主防災組織や施設管理者で構成される避難所運営会議と避難者が協力して対応していくこととしております。	D
14	避難所の携帯トイレについて、各学校ごとに備蓄数にばらつきがあるが、その配置については今後どうしていくのか？	携帯トイレの備蓄数については、令和8年度に実施する新たな地震被害想定調査の結果等を踏まえ、適宜、備蓄数を調整していくことを検討しております。	D
15	川崎市南部地域は液状化リスクが高く、川崎市直下型地震被害想定調査では、下水管きよの被害も甚大と想定され、復旧において幸区東部は22日～28日、西部は8～11日となっている。 そのような地域において、マンホールトイレが有効なのか、疑問に思う。逆に不衛生な状況になるのではないかと不安に思う。南部地域においては、簡易トイレの十分な備蓄をすすめてほしい。地域性がある中、多様な政策提案をすすめて頂けることを切望する。	本市では、下水の処理施設である水処理センターと避難所とを結ぶ下水管きよについて、令和8年度までに全ての耐震化が完了する予定でして、令和9年度以降は、地震による下水管きよへの被害を最小化できるものと考えております。これから避難所に整備するマンホールトイレは、耐震性能が確保されたものを採用し、液状化に強い工法で設置していくことに加え、し尿の貯留機能が付いていることから、液状化などのリスクにかかわらず、発災当初から有効に活用できると考えております。 また、避難所にはマンホールトイレだけでなく、携帯トイレを備蓄するとともに、災害時にはトイレの使用可否の確認を終えた既設のトイレを活用するなど、状況に応じて複合的な対応を行うことで、安全で衛生的なトイレ環境を確保していきます。	D
16	マンホールトイレの設置について、設置予定の小・中学校は開設から年月が経っているため、学校全体の下水道網が壊れている場合がある。まず、校内の下水道網の図面等を確認する必要があると思われる。	これから避難所に整備するマンホールトイレは、耐震性能が確保されたものを採用し、液状化に強い工法で設置することとしており、今年度実施している基礎調査において、敷地の下水道の図面等も確認しております。	D

17	宮前区役所にマンホールトイレが設置されないのは、正直理解しかねる。能登の地震では、役場のトイレが詰まって異臭がすごかったと聞いており、防災の拠点となる区役所は必要ではないか？移転までまだ時間があり、この間、移転時期が延期している。その間に地震が来たときはどうなるのか？ また、移転後の新しい区役所にはマンホールトイレがしっかり取り付けられているのか？今の区役所の跡地にマンホールトイレは必要ではないか？役場がこういうことをするとき、大体は災害に強い地域をつくるといった検討があるのではと思うので、やはり今の区役所にマンホールトイレを付けておいて、跡地でも使えるようにする方がいいのではと思う。	宮前区役所については、庁舎移転が予定されており、現時点ではマンホールトイレの整備箇所には掲げておりませんが、今後も整備の有無について検討していくとともに、それまでの間は、被災状況を想定したシミュレーションにより、あらかじめ対応策を定め、優先的に仮設トイレを設置するなど、被災状況に応じて柔軟に対応できるトイレ対策に取り組むことで、発災当初から安全で衛生的なトイレ環境を確保していきます。 新たな宮前区役所については、災害時における市民の安全や被災者への支援など、区役所を継続的に機能させるためにも、トイレ環境の確保は重要となることから、マンホールトイレ整備を含めた災害時のトイレ環境の確保に向けて取り組んでいきます。	D
18	水源について、開設不要型応急給水処点を水源とするとの事だが、水道を水源として使用する場合、能登半島地震の時のように、耐震管路が破損するような断層の発生、浄水場の大規模損壊や電源喪失などにより給水ができない場合も想定されることから、代替水源がある方が避難所としては安心である。防火水槽や散水車給水などの非常時代替案も事前に想定されているか？	本市で整備するマンホールトイレは、貯留機能を有しており、給水や排水ができない場合でも一定期間し尿を貯留することでトイレの使用が可能となる構造となっております。また、代替水源については、プールの水等を被災状況に応じて活用していくほか、備蓄している携帯トイレや仮設トイレを活用しながら、し尿収集によるオペレーションで対応を図ります。	D
19	感染症等の対策も踏まえ、手洗いもトイレの近くに設置していただきたい。(他同趣旨1件)	既に設置されている開設不要型応急給水拠点は、災害時の手洗い場であり、トイレ使用後にも利用してもらうことを想定しておりますので、マンホールトイレの設置位置は、手洗い場との距離のほか避難所との距離や防犯上の観点なども考慮し、整備していきます。なお、手洗い場との距離がある場合には、汲み置き型の手洗い場を	D

		設置するなど、避難所運営の中で工夫して対応を図ります。	
20	仮設・簡易トイレの初動対応体制を「必須措置」として位置付け、設置基数目標・配置場所の事前計画・照明・バリアフリー仕様の標準化を明記していただきたい。	避難所等のマンホールトイレの設置基数につきましては、1箇所あたり最低5穴、最大10穴としております。マンホールトイレの配置場所など、今年度実施している基礎調査の中で検討を進めているところです。 また、一般の利用を想定した個室のほか、高齢者や子どもをはじめとした要配慮者の利用を想定したユニバーサルデザインや、夜間の利用を想定した照明等の備品も配置していきます。	D
21	マンホールトイレについて、川崎市は南部北部で液状化リスクなどの特性が全然違う。他都市ではすでに整備されているところもたくさんあるし、そのあたりはどう考えているか？	本市では、下水の処理施設である水処理センターと避難所を結ぶ下水管きょについて、令和8年度までに全ての耐震化が完了する予定でして、令和9年度以降は、地震による下水管きょへの被害を最小化できるものと考えております。また、これから避難所に整備するマンホールトイレは、耐震性能が確保されたものを採用し、液状化に強い工法で設置していくことに加え、し尿の貯留機能が付いていることから、液状化などのリスクにかかわらず、発災当初から有効に活用できると考えております。	D
22	既に設置されているマンホールトイレにおいて、プールから取水する時の配管が地震に耐えられるか不安である。しっかりと耐震化するなり、対応をするべき。	これまでに設置されたマンホールトイレは、プールの水を水源としているところですが、これから整備するマンホールトイレの水源と同様に開設不要型応急給水拠点水源とするなど、運用方法を検討していきます。	D

23	川崎市が策定中の「災害時のトイレ対策方針（案）」において、各指定避難所に対し、マンホールトイレの整備を段階的に進めていく方針が示されていることに対し、地域住民として基本的に賛同する。しかし、はるひ野小中学校避難所が「既に整備済み」として今回の整備対象から除外されていることを町内会自主防災組織より伺い、大きな懸念を抱いている。 まず、現時点で設置されているとされるマンホールトイレの整備内容について、地域住民には十分な情報が共有されておらず、どのような基準で「整備済み」と判断されたのかが不明瞭。具体的な設置基数、配置、耐震性、配管状況などについての情報を公開していただきたい。また、災害時にこれらの設備が実際に使用可能な状態で維持されているかどうか、日常的な点検状況を含めて、町内会および住民に説明されていない。 さらに、設置されている3基のマンホールトイレのうち、実際に同時に使用できるのは間隔の問題から2基程度にとどまるとの指摘もあり、市が示している「5基以上設置」の方針とは明らかに乖離がある。避難所の規模や収容人数を考慮すれば、使用可能な基数を増やすための再配置や増設が必要と考える。 加えて、現地のマンホールトイレが水源、下水道に確実に接続されており、災害時や断水時でも使用可能であるのか、仕組みとしてどのように機能するのかといった点についても確認と明示を求める。仮に使用困難な状況が想定されるのであれば、仮設・簡易トイレの導入を含	既にマンホールトイレが整備済みの、はるひ野小学校・はるひ野中学校の避難所については、校舎建設時に整備されたものであり、現在、マンホールトイレは3穴を整備しているところです。今後、災害時のトイレ対策の取組を進めていく中で、最低5穴としているマンホールトイレの整備穴数から不足している避難所について、穴数増設の可否等を検討していくとともに、仮設トイレや携帯トイレ等の災害用トイレを併用し複合的な対応を行っていくことで、安全で衛生的なトイレ環境を確保していきます。 なお、穴数増設の可否等の検討を進めていく中で、地域等に改めて説明を行っていきます。	D
----	--	---	---

	む代替手段を、事前に計画・整備していただきたい。 これらの課題を踏まえ、はるひ野小中学校避難所については、現状の整備状況を再評価したうえで、必要な改善措置を講じていただくことを強く要望する。併せて、町内会及び地域住民に対しても、整備状況や災害時の利用方法に関する丁寧な説明・周知を行っていただきたい。 災害時のトイレ環境は、衛生面や健康、生活の質に直結する極めて重要な要素であり、地域の安心・安全のために、市の責任ある対応をお願いしたい。(他同趣旨10件)		
24	2025年10月に国土交通省から「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン-2025年版-」が示され、貯留型マンホールトイレの種類が細分化(①管路内貯留型 ②流下貯留型)、特徴が明確となった。記載方法を同ガイドラインに合わせてはどうか?	「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン」(国土交通省)は、平成28(2016)年3月に策定されて以降、熊本地震を踏まえた内容の充実を図って「2018年度版」の策定を行っており、令和7(2025)年10月には、能登半島地震を踏まえた内容の充実を図った「2025年度版」が策定されたところで、所要の修正を行います。	D
25	オストメイトへの対応はできるのか。	「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」(内閣府)において、人工肛門、人工膀胱保有者への配慮事項が掲載されており、参考にしながら対応を図っていきます。	D
26	学校での生徒用の携帯トイレについて、今年度納品されるということで、現状は無いと思うが、今発災したらどうするのかなど、先生たちは分かっているのか?	納品前に発災し、災害用トイレを使用する場合は、避難者用に備蓄倉庫で備蓄している携帯トイレや簡易トイレを利用することになっており、各学校にはその旨を会議等で情報共有しております。	D

27	男小トイレの設置は検討しているのか知りたい。大規模災害となればマンホールトイレに行列ができると思うので、行列解消の手段として男小用を設けることもご検討いただきたい。	避難所におけるトイレは、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（内閣府）で示されている考え方に沿って、マンホールトイレを軸に、学校の既設トイレの個室を活用して携帯トイレ等を使用するなど、複合的な対応によって、トイレの数は50人に1基、女性対男性比率3：1及び要配慮者用のトイレ確保を目指すこととしておりますので、当該ガイドラインを踏まえ、避難所における必要なトイレ数の確保に向けた取組を進め、安全で衛生的なトイレ環境を確保していきます。	D
28	整備規模として、1か所あたり5穴～10穴とされているが、スフィア基準では避難人数に対し、初期は50人に1基のトイレを有し、かつ、男性と女性の個室比率は1：3とするよう記載されている。国土交通省の「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドラインー2025年版ー」でも、マンホールトイレのトイレ基数は従来の50人～100人に1基から、50人に1基を目安と記載された。 5穴の場合、身障者（車椅子）対応トイレを男女共用として1穴利用し、4穴を分けると男性用居室は1か所のみとなってしまいます。しかし、最低6穴となれば、男性個室1基、女性個室3基、車椅子男女共用1基、男性用小便器4基という仕様も可能となる。この場合、男性は大使用途として制限はあるが、5穴仕様に比べて小使用途を含めると利用の回転率は上げられる。スフィア基準に準じていないまでも、快適性は考慮された設計になると考えられる。 また、避難所の想定避難人数が1000人規模の場合、単純計算で20基程度のトイレが必要となるが、現場状況により取り付けられる基数に制限が生じるケースもあることから、穴数を最大10穴と規定する方針を守るのではなく、「できるだけスフィア基準を満たせる」設		D

	置を検討するといった表現に変更することで、現場に合わせた設計の自由度も高まるのではないか。		
--	---	--	--

(3) 方向性2「市民の具体的な行動につなげる自助・共助への働きかけ」について（意見数15件）

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
1	市立小学校に配されるマンホールトイレに期待している。敷地内では耐震性の高い配水管が敷設されているとの事だが、道路の下水本管が健全かどうかの判断がつくまでは使用できないとも聞いている。下水道局は下水本管の点検を直ぐに実施してもらえるのか。被災後例えば3日は携帯トイレを使うというようなルールまたは学校毎に当該下水管の調査結果を最大3日で連絡して頂ける等のフローが必要だと思う。	本市では、下水の処理施設である水処理センターと避難所とを結ぶ下水管きょについて、令和8年度までに全ての耐震化が完了する予定でして、令和9年度以降は、地震による下水管きょへの被害を最小化できるものと考えております。また、災害時、速やかに下水管きょの緊急点検を開始し、3日以内に実施することとしており、その点検結果の情報提供のあり方について検討していきます。 さらに、災害時の避難所において、自主防災組織や避難者等の方々が適切にトイレを運用し、安全で衛生的なトイレ環境を保つことが重要だと考えており、避難所運営マニュアルの見直しなど、災害時のトイレ運用を明確化して市民の皆様にお伝えすることが重要と考えております。 御意見を踏まえ、本編8ページの「方向性2 市民の具体的な行動につなげる自助・共助への働きかけ」の「取組② 災害時のトイレ対応訓練の実施」に、「災害時におけるトイレの運用について、避難所運営マニュアル標準例へ位置付ける」ことの記載を追加しました。	A

2	災害が発生した場合、在宅避難で携帯トイレを使用することは理解しているが、使用后、一定期間保管しなければいけないこと、どのタイミングで廃棄することができるようになるのかなど、後処理についても明記すべきではないか。	災害時は、ごみ収集を一時的に中止し、原則として3日目以降に、収集再開を目指しますので、普通ごみとなる携帯トイレについても一定期間の保管が必要となることから、これまでも啓発活動の中で周知をしてきたところです。 使用済み携帯トイレの廃棄方法については、市民の皆様への確にお伝えすることが重要だと考えておりますので、御意見を踏まえ、本編8ページの「方向性2 市民の具体的な行動につなげる自助・共助への働きかけ」の「取組① トイレ対策の啓発強化」に、「使用済み携帯トイレの廃棄方法」を啓発していくことについての記載を追加しました。	A
3	普段、防災講座などで災害時のトイレの話や実際に携帯トイレの使い方などを実演し、参加者の皆様からの話を聞くことがあるが、「必要と言われて買ったが封も開けていない」と言う声が多く、実際に使い方を知らない方が多い。町内会や自主防災組織でも防災講座などを開催しているとは思いますが、「使い方までは聞いていない」とよく言われる。なので、携帯トイレの使い方、廃棄の仕方、ごみ収集車が来るまでの保管の仕方など、もっとも市民に周知していく必要があると思う。	災害が発生し、日常とは違う混乱した中で携帯トイレなど災害用トイレを使用することが難しくなることも想定されることから、平時から災害時におけるトイレ環境を理解し、携帯トイレの設置や使用に慣れておくことが重要だと考えており、各種防災関連のイベント等において、携帯トイレの使用実演や使用済み携帯トイレの廃棄方法の周知、サンプル配布を行うことで、実際に手に取る機会を設け、家庭内備蓄など市民の具体的な行動につなげる取組をしていきます。	B
4	災害時に市民が慌てることなく携帯トイレを使用できるよう、携帯トイレの使用方法を学び・体験する機会があることに賛同する。実際に学び・体験することで、備蓄につながることも期待される。また、備蓄率向上に向け、民間事業者との連携について記載されているが、	携帯トイレの備蓄のほか、災害時におけるトイレの使用方法、使用可否の確認方法など、市民のトイレに関する意識を一層高めていくことが重要となりますので、各種防災関連のイベント等において、携帯トイレの使用実演や使用済み携帯トイレの廃棄方法の周知、サンプル配	B

	学びや体験の場の提供には相当の労力がかかることが想定されることから、民間事業者と連携することで、学び・体験の場をより広く展開することが期待できると考える。	布を行うことで、実際に手に取る機会を設け、家庭内備蓄など市民の具体的な行動につなげる取組を進めていきます。 また、民間事業者との連携については、在宅避難者などへの支援拠点として協力していただく仕組みの構築に取り組む中で、様々な連携を検討していきます。	
5	県公社の集合住宅に居住しており、個人的には災害トイレ用品を備蓄しているが、災害で設備に破損などがあつた際に確認されるまではトイレを使つてはならないということが全住民に周知されているか不安に思っている。世帯数も多いため、自治体からの強い啓蒙が必要と感じる。当たり前の知識になって欲しい。	携帯トイレの備蓄のほか、災害時におけるトイレの使用方法、使用可否の確認方法など、市民のトイレに関する意識を一層高めていくことが重要となりますので、各種防災関連のイベント等において、携帯トイレの使用実演や使用済み携帯トイレの廃棄方法の周知、サンプル配布を行うことで、実際に手に取る機会を設け、家庭内備蓄など市民の具体的な行動につなげる取組を進めていきます。	B
6	地震発生後の断水時に、風呂の残り湯を使ってトイレを流すという描写を見たことがあるが、これをやってしまうと、排水管に破損があつた時に汚物を含む汚水が管の外に流出し、後々の除去作業が大変になる。集合住宅の場合、共用部分に致命的な損傷を与える可能性もある。 今は「大きな地震の後はトイレの汚水を排水管に流してはいけない」という考えが防災の常識だが、それを知らない方も一定数いるように思う。「こういうことをやると場合によっては損害賠償責任を負うことになる」ということを、早急に強く周知する必要があると感じる。		B

7	特に大規模マンションでは、自治会・自主防災組織が携帯トイレ使用後のルールやマナーを作成し、徹底的に周知する必要があると思うので、そのサポートを行政にもお願いしたい。	本市の地域特性として、マンションをはじめとする共同住宅への居住率の割合も高く、住宅の耐震化率が高い住宅環境となっていることから、在宅避難など避難所以外での避難を見据え、自宅近くの地域において衛生的にトイレが使用できるよう、共助、公助が連携してトイレ環境を確保していく取組が重要と考えております。 マンションでの在宅避難を進めていく上での必要な支援について検討をしていきます。	C
8	集合住宅での下階のトイレでは、汚物の逆流を防ぐために、水囊などによって対処する必要がある。その場合、便器が破損していなくとも携帯トイレを使用することが困難になると想定される。よって、集合住宅への災害時トイレ対策としては携帯トイレの備蓄だけではなく、簡易トイレの備蓄を推奨する必要があると考える。 しかし、携帯トイレや簡易トイレの備蓄は、一般市民には大変な出費になる。食品のローリングストックとは異なり、トイレはあくまでも災害時に使用するものであるため、なかなか備蓄へと手が出せないといった現状があるように思う。だが、災害時にはトイレ対策が食事よりも重要な問題であるはずなので、行政機関から全ての川崎市民の各家庭に向けて、携帯トイレや簡易トイレを無料で配布すると同時に、災害時トイレ対策を啓蒙することが得策と思う。	災害が発生し、日常とは違う混乱した中で携帯トイレなど災害用トイレを使用することが難しくなることも想定されることから、平時から災害時におけるトイレ環境を理解し、携帯トイレの設置や使用に慣れておくことが重要だと考えており、各種防災関連のイベント等において、携帯トイレの使用実演や使用済み携帯トイレの廃棄方法の周知、サンプル配布を行うことで、実際に手に取る機会を設け、家庭内備蓄など市民の具体的な行動につなげる取組をしていくとともに、マンション等の集合住宅においては、共同備蓄に関する啓発をしていくなど、取組を進めていきます。	D

9	災害時、避難所においてトイレを使用する前に、使用できるか最終ますを開けて調べることとなっているが、大きなマンホールを開けることは難しい。このような場合においても、トイレを使用することはできないのか。	災害時に施設内の排水設備が破損している場合、適切な排水が行われず、汚水の逆流や汚物の堆積が発生し、衛生環境の悪化や感染症の発生を招くことがありますので、避難所となる市立学校の既設トイレを使用する前に、排水設備に破損がないか確認することが必要です。 そのため、発災当初につきましては、避難所では携帯トイレやマンホールトイレを優先的に利用することとし、安全を確保して最終ますの確認ができる状況になってから既設トイレの確認を実施するようお願いしているところです。	D
10	携帯トイレについて、各町内会や自主防単位では、どのくらいの数備蓄しておけばいいのか。	災害時のトイレ対策は、自らの命は自らが守るという「自助」の考え方を基に、市民や企業が必要な量の携帯トイレの備蓄や災害時におけるトイレの利用に関する認識を高めることが重要となることから、市民のトイレに関する意識を一層高めていく啓発活動を行っているところです。携帯トイレの備蓄数については、1人1日5回を目安に、最低3日分、できれば7日以上を推奨していき、町内会や自主防災組織単位の備蓄数については、地域による災害時の対応等が異なることから、一律に数を示すことが難しいと考えており、上記目安を基に、地域の状況に応じて御検討いただくものと考えております。 なお、災害用トイレの確保に向けた支援制度として、自主防災組織を対象とした川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金の補助対象品目を拡充していき、携帯トイレの共同備蓄を支援していく準備を進めています。	D

11	大規模地震により下水道や配管が破損したか否かの判断は、一般市民では難しいのではないかと考える。そこで「大規模地震の場合（震度●●以上）は、下水道や配管の破損確認ができるまでトイレの水は流さない」など、行政からのガイドラインがあると良いと考える。 例えば集合住宅の場合、災害時のトイレの使用方法を集合住宅の全住民が共有していなければ、大規模地震において下水の配管が破損した場合、上階の住民がトイレの水を流してしまえば下階のトイレに汚物が逆流してしまう、といった二次災害が起きる危険性がある。しかし、集合住宅の理事会において防災組織が設置されていないケースが多くみられ、当方が居住するマンションにおいても災害時のトイレ事情や対策が居住者で共有できていない。戸建住宅にしても、町内会での防災組織の運営によって、災害時対策が町民に共有されているとは思えない状況に感じている。 よって、行政機関から各町内会や各集合住宅の理事会に向けて防災組織の設置を義務付けるのはどうか。川崎市またはそれぞれの区で共有すべき災害時ガイドライン設け、定期的に行政機関との防災対策勉強会を開催することで、最新の情報を両方で共有することが必要なのではないかと考える。現時点での行政の災害・防災に関する危機管理活動は、各団体から要請があれば説明をしに行く、といった、少々消極的アプローチのように感じている。今後は、防災に関心がない住民へもきちんと声が届くよう、裾野を広げる積極的なアプローチを希求す	災害時において、自宅が無事な場合は在宅避難を推奨しておりますが、排水設備が破損している場合、適切な排水が行われず、汚水の逆流や汚物の堆積が発生し、衛生環境の悪化や感染症の発生を招くことから、発災当初はトイレの水を流さず、携帯トイレの使用をすることについて、「備える。かわさき（マガジン）」や「在宅版・備える。かわさき」などを発行し、市ホームページや各種イベント等で啓発しています。また、町内会等の団体に対しては、本市職員を講師として派遣するぼうさい出前講座により周知や啓発、意見交換を行っております。啓発活動については、既存の啓発の場のみならず、あらゆる機会を捉え、今後も実施していきます。 自主防災組織の結成について、本市では、過去の災害における教訓を基に、隣近所や町内会などの地域コミュニティが持つ「人と人とのつながり」や「即応性」を重視して、地域の防災力を高めながら災害に備える活動を支援しております。結成にあたっては、何よりも住民の皆様のご理解と御協力が不可欠でありますので、「自主防災組織の手引き」等により結成を促進していきます。	D
----	---	--	---

	る。 常日頃から町内会や理事会が行政機関と連携しておくことによって、いざという時においても円滑な連携が可能になると考える。		
12	昼間に発災して学校のトイレが使用できなくなった場合の対応など、学校では考えていないのか？	災害時に避難所となる市立学校のトイレについては、最終ますによる排水状況の確認が完了するまでは使用しないこととし、確認ができるまでは、備蓄倉庫で備蓄している携帯トイレや簡易トイレなどを使用することで対応していきます。 なお、携帯トイレ等の備蓄については、避難所の備蓄とは別に、児童生徒用を備蓄していきます。	D
13	携帯トイレを使った後のごみについて、家庭でも避難所でも、相当量の使用済み携帯トイレごみが出ることが想定されている中で、発災後のごみの回収は課題となっている部分もある。大量のごみをどこに保管しておくのかまだ考えられていないのが現状。	災害時においても、使用後の携帯トイレを廃棄する場合は普通ごみに分類されます。災害時のごみ収集は一時的に中止をし、原則として3日目以降に、早期の収集再開を目指しますので、家庭などで一定期間の保管が必要なことについて、啓発活動において周知をしているところです。 避難所におけるごみの保管場所については、避難所運営マニュアル標準例を参考に、各避難所の避難所運営会議において、保管・収集に適した場所を検討の上、設置していくこととしています。	D

14	携帯トイレの準備のアナウンスは重要だと思うので、町内会・自治会・自主防災組織でも大きくPRしていけるよう、チラシや啓発グッズを作成していただけると助かる。特に防災イベントでお試し用として携帯トイレを配布するケースがあると思うので、配布物に付けられる子どもが喜びそうなシールなどがあるとありがたい。	携帯トイレの備蓄のほか、災害時におけるトイレの使用方法、使用可否の確認方法など、災害時のトイレ環境に関する知識を啓発していくことは重要と考えておりますので、市民のトイレに関する意識を一層高めていく啓発活動を、あらゆる機会を捉えて行っていきます。 啓発にあたっては、若い世代の防災意識が低い状況であることから、ターゲットとして取組を進めることが重要であると考え、スポーツパートナーと連携したグッズを作成するとともに、SNS、動画などのデジタルコンテンツの充実に取り組んでおります。また、本市の防災情報をまとめたリーフレット「備える。かわさき（マガジン）」第5号では、大地震に備えたトイレ対策を特集しており、市ホームページに掲載しておりますので、市民の皆様に御活用いただけるよう、引き続き啓発していきます。	D
15	災害時のトイレについては、自分で始末するのがいちばん。共助、公助のトイレも良いが、いちばんは、処理（清浄）の問題であり、自分で清浄・処理は中々やる人はいない。マンホールトイレは確かに良いが、やはり汚すのではないかな。きれいに掃除をしていくとは思えない。そこで、自分で始末する方法として、オムツ、パット等を携帯し、カバンの中に入れて置くことが良いと思う。用を足したいと思う時に装着すれば良く、後にビニール袋を二重にして持ち帰れば良い。	災害時のトイレ対策は、自らの命は自らが守るという「自助」の考え方を基に、携帯トイレの備蓄のほか、災害時におけるトイレの使用方法、使用可否の確認方法など、災害時のトイレに関する意識を一層高めていく啓発活動を、あらゆる機会を捉えて行っていきます。 なお、避難所にはマンホールトイレだけでなく、携帯トイレを備蓄するとともに、災害時にはトイレの使用確認を終えた既設のトイレを活用するなど、状況に応じて複合的な対応を行うことで、安全で衛生的なトイレ環境を確保していきます。	D

(4) 方向性3「共助・公助が連携したトイレ対策の地域展開」について（意見数9件）

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
1	方向性3の取組3にある支援制度について、支援対象者だけ書いてあり具体的な支援の内容がよく分からない。町内会で携帯トイレを買ったときに補助金がもらえるのか、補助制度を使いたい場合の調整や開始時期など、具体的な中身を知りたい。（他同趣旨1件）	災害用トイレの確保に向けた支援制度として、自主防災組織を対象とした川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金の補助対象品目を拡充していき、携帯トイレの共同備蓄を支援していくよう準備を進めているところです。	B
2	携帯トイレ備蓄を推進するなら、町会向けの防災資器材補助メニューに入れるべき。市民文化局の町会補助金が活用できるのは知っているが、町会活動に使うと残金は多くない。防災は防災分野でしっかり補助をするべき。	より詳細な内容については、今後、市ホームページで御案内するとともに、町内会や自主防災組織等の会合の場でも説明をしていきます。	B
3	災害時において、全市民（人口150万人超）を避難所に収容することができないと想像することから、在宅避難は非常に有用であり、在宅避難を実現するためには、「携帯トイレの備蓄率向上」が重要と考える。携帯トイレを3日以上備蓄しているという回答が32.1%（本案8頁「令和6年度市民アンケート」より）と低い現況を鑑み、短期間での携帯トイレの備蓄率向上を図るため、市民の携帯トイレの購入のための補助金が必要と考える。		B

4	川崎市の住宅用火災報知器の設置率が全国トップレベルの98%（総務省消防庁 住宅用火災警報器の設置状況等調査結果（令和7年6月1日時点）より）であることは、消防局や防火協会等関係者の長年の努力の賜物と考えられることから、携帯トイレについても、地域自主防災組織と連携を強化することで備蓄率向上が期待できると考える。	自主防災組織と連携し、総合防災訓練等を通じた避難所における発災当初のトイレ対応の一連の訓練や、啓発活動などによって、災害時のトイレ対策に関する啓発を今後も行っていきます。 また、災害用トイレの確保に向けた支援制度として、自主防災組織を対象とした川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金の補助対象品目を拡充していき、携帯トイレの備蓄を支援していく準備を進めているところです。	B
5	民間業者や防災団体などのつながりも増えていけばさらに協力体制が取れると思うので、災害時のトイレを基に交流会や情報交換会、勉強会などを数か月に一度程度開催して川崎市の防災に力を入れていければ、そこから広がったつながりや、そこから学んだことを発信していく企業様も増えるのではないかと考えている。	避難所以外の場所で避難生活を送る市民が、自宅近くの地域において、衛生的にトイレの使用ができるよう、共助、公助で連携してトイレ環境を確保していく取組を展開していくためには、自主防災組織に加え、民間事業者や地域で活動する団体など多様な主体との連携による裾野の拡大を図っていく必要があり、各避難所の避難所運営会議や避難所開設訓練の際に、防災協力事業所等と連携していくなど、一層の地域防災力の向上に向け取り組んでいきます。	B
6	学校で活動している野球チームなどの保護者たちは力になりそうな方々が多い。学校の先生がいないタイミングで発災した場合は、その方々にも対応をしてもらわないといけない場面が出てくるので、防災教育として連携していくのは素晴らしい取組だと思う。	地域の防災拠点として、災害時においても学校がその機能を維持していくことが重要となることから、引き続き、地域やボランティアと連携した避難者支援体制の構築などの取組を進めていきます。	B

7	町内会や防災部会、子供会や青年会などに対し、様々な補助を作ってくださいるのはありがたいと思う反面、それらの補助ごとに申請を要するのも苦痛で、毎回、町名や担当者欄の記入は面倒。パソコン操作に手慣れていないため、防災は防災に関する申請で申請書の一元化などはできないか？	補助金等については、適正に執行することが必要になりますので、制度の目的に沿った申請様式を備える必要がありますが、申請の複雑化につながることの懸念があることも認識しているところです。 自主防災組織を対象とした川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金において、携帯トイレと簡易トイレを補助対象品目として追加し拡充していくなど、既存の制度を活用した準備を進めているところです。	D
8	「避難所におけるマンホールトイレを軸としたトイレ対策への転換」は非常に良い政策だと思う。現住民としては、避難場所は麻生小学校であり、本件に関しても麻生小学校の通用門側に災害用トイレを設置し、道路脇のマンホールに流すと聞いている。この地区で麻生小学校に避難する住民は、戸建住宅に住む方々が中心で、マンションの住民は、マンション内の各戸に災害時はとどまる、その方が安全であると思われる。被災時の用足しは、各自が事前に「災害用トイレ」グッズを用意し、それでまかなうことを原則として啓蒙はしているが、どこまでマンション内住民が事前準備をしているかは分からない。麻生小学校の隣には市運営の隠れ谷公園があり、その周辺には、パークハウス3番街（計176戸）、パークハウス2番街（計144戸）、パークハウス（計57戸）、アドリーム（計40戸）、パークハウスヒルズテラス（計133戸）と合計550戸のマンション住民がいる。麻生小学校に避難はしないものの、「用足し」面では周囲の住民はマンション住民も避難所に期待する局面が	本市の地域特性として、住宅の耐震化率が高い状況にあり、また、マンションをはじめとする共同住宅への居住率の割合も高い住宅環境となっていることから、在宅避難など避難所以外での避難を見据え、自宅近くの地域において衛生的にトイレが使用できるよう、共助、公助が連携してトイレ環境を確保していく取組が重要と考えております。地域における災害用トイレ確保に向けた取組としては、防災協力事業所によるトイレの提供や貸出に加え、マンホールトイレの整備が進むことで、これまで備蓄してきた仮設トイレを活用することが可能となりますので、避難所以外の公共施設などにおいて、管理などの条件が整う場所をあらかじめ選定した上で、道路の被災状況などに応じて弾力的な地域展開を行うなどの取組を進めていきます。	D

	想定され、その際、「避難した住民は麻生小学校の災害用トイレを優先使用」「避難所に避難はしていないが近隣のマンション住民は、隠れ谷公園の災害用トイレも使用」できるよう、また、麻生小学校のバックアップ用として、市運営の隠れ谷公園の公衆用トイレ近辺に、そのマンホールから導いた災害用トイレも設置していただくことを、検討していただきたい。		
--	--	--	--

(5) その他（意見数 8 件）

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
1	トイレ用簡易パネルの組み立てを体験したが、区職員の方も組み立てることができず、避難時に今あるパネルが機能するかも疑問に思ったので、新しい物に買い換える必要があると思う。	現在備蓄をしている仮設トイレや今後整備するマンホールトイレについては、災害時には避難所運営会議の方々のみならず、本市職員である避難所運営要員も組み立て方を習熟している必要がありますので、必要な訓練等を実施していきます。	D
2	トイレカーの導入については考えないのか。	能登半島地震の際においては、避難生活の環境改善にトイレカー等の災害対応車両の有用性が確認されておりますが、道路が被災した場合の運搬や、避難所等へ設置後の排泄物処理のほか、平時における活用方法などの課題もありますので、まずは、各避難所へのマンホールトイレの整備を着実に進めるとともに、令和 7（2025）年 6 月に国の「災害対応車両登録制度」の運用が開始されたことから、今後、神奈川県が導入するトイレカーを含め、同制度による災害対応車両の活用について、調整等することを考えております。	D
3	市内公立学校や公共施設において、災害対策の観点から、洋式化・乾式化を進めていただきたい。衛生面や、高齢者・児童生徒の使いやすさからも、対応必須と思われる。	災害対策の観点から、避難者等の収容機能・情報収集伝達機能・物資備蓄機能を有する、指定避難所となる市立学校の校舎や体育館等のトイレについて、床面のドライ化や和式便器から洋式便器への変更等、トイレの快適化に取り組み、令和 4（2022）年度に全校に対して取組が完了しております。	E

4	乳児・大人用の紙おむつが備蓄計画に入っているが、おしりふき（乳児等のための清潔なウェットティッシュ）、児童用のおむつ（医療的ケア児等のため）、生理用ナプキンを備蓄対象として検討していただきたい。特に、生理用ナプキンは受取・廃棄まで含めて、安全な動線を設計していただきたい。	避難者の健康状態の維持のために、おしりふきは必要であると認識しており、今後、備蓄計画の改定の中で、備蓄物資の検討を行っていきます。また、おむつ、生理用品については、既に備蓄しており、避難所運営の中で、配布の仕方や取り扱い方法については、避難所運営会議で検討することとしています。	E
5	大地震などにおいて、下水道本管が被害を受けてしまうとトイレは使えなくなるが、下水道本管の被害の状況などは、どのように知らされるのか。	下水管きょや施設に被害がある場合は、下水道の使用を一時的に制限することがあります。下水道の使用制限やその解除については、市ホームページや防災行政無線、SNS 等において広報していきます。	E
6	多摩区の創作センターは要援護者の避難所に指定されているが、設備が整っていない部分が多いと思われる。	多摩区の特別創作センターについては、風水害時に生田中学校を緊急避難場所として開設した際の要配慮スペースとして運用しており、空調設備のある当該施設を使用することとしております。 トイレ環境については、避難所である生田中学校へマンホールトイレを整備していく中で、ユニバーサルデザインの大きい個室を用意するなどの対応をしていきます。	E
7	川崎区は、大規模地震の場合、津波被害が想定される地域であるが、避難所（例えば大島小学校）の備蓄倉庫や自家発電装置は校庭内の地面に近い場所に設置されている。備蓄品（簡易トイレや携帯トイレ、その他備蓄品）の津波による水没を防ぐために、3階などの物理的高所にも設置する必要があると考える。また、自家発電装置は水没にも耐えられるようなものであるのか不安。	施設の上階での備蓄については、各避難所運営会議の施設管理者である市立学校の校長等と連携しながら、状況に応じて備蓄場所を提供いただいているところです。 自家発電装置については、現在、教育委員会事務局において設置状況や避難所ごとの浸水想定に関する調査を進めています。	E

8	昼間に生徒がいる時間帯に発災した場合の学校の対応について知りたい。	災害時の学校のトイレについては、最終ますの排水状況の確認が完了するまでは使用しないこととし、確認ができるまでは備蓄倉庫で備蓄している携帯トイレや簡易トイレなどを使用することで対応していきます。なお、携帯トイレ等の備蓄については、避難者用の備蓄と別に、児童生徒用を備蓄していきます。	E
---	--	---	---

6 案からの変更点

(1) パブリックコメントによる市民意見を踏まえた変更

※下線は変更箇所

変更の概要	変更内容【変更後】	【変更前】
マンホールトイレ整備後のマニュアル整備や運用に関する御意見を受け、記載を加筆	(本編 P 7) ○構造・サインほか※ ² (想定) (中略) マンホールトイレの場所を周知するサイン等の設置 <u>・マンホールトイレの設置等に関するマニュアルの整備</u>	(本編 P 7) ○構造・サインほか※ ² (想定) (中略) マンホールトイレの場所を周知するサイン等の設置
携帯トイレ使用後の廃棄方法に関する御意見を受け、記載を加筆	(本編 P 8、概要版 P 2) 携帯トイレの備蓄のほか、 <u>災害時におけるトイレの使用方法、使用可否の確認方法、使用済みの携帯トイレの廃棄方法など、市民のトイレに関する意識を一層高めていく啓発活動を、あらゆる機会を捉えて行います。</u>	(本編 P 8、概要版 P 2) 携帯トイレの備蓄のほか、 <u>発災時におけるトイレの使用方法、使用可否の確認方法など、市民のトイレに関する意識を一層高めていく啓発活動を、あらゆる機会を捉えて行います。</u>

変更の概要	変更内容【変更後】	【変更前】
マンホールトイレ整備後のマニュアル整備や運用に関する御意見を受け、記載を加筆	(本編 P 8、概要版 P 2) 災害時の衛生的なトイレ環境を確保するため、<u>災害時におけるトイレの運用について、避難所運営マニュアル標準例へ位置付けるとともに、防災訓練等を通じて、避難所における発災当初のトイレ対応の一連の訓練を実施します。また、児童生徒の防災教育の一環として、携帯トイレの使用方法を学ぶ取組など、災害時のトイレ対応の理解を深める取組を実施することで、意識の醸成を図ります。さらに、平時から地域の多様な主体と防災訓練等の場などを通じて関係性を深めることにより、災害時の連携を強化します。</u>	(本編 P 8、概要版 P 2) 災害時の衛生的なトイレ環境を確保するため、<u>防災訓練等を通じて、避難所における発災初動期のトイレ対応の一連の訓練を実施するとともに、児童生徒の防災教育の一環として、携帯トイレの使用方法を学ぶ取組など、災害時のトイレ対応の理解を深める取組を実施することで、意識の醸成を図ります。また、平時から地域の多様な主体と防災訓練等の場などを通じて関係性を深めることにより、災害時の連携を強化します。</u>

(2) 国の計画等の改定を踏まえた変更

変更の概要	変更内容【変更後】	【変更前】
「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン-2025年版-」(国土交通省)の策定を受け、記載を修正	(本編 P 7) ○構造・サインほか※² (想定) ・型式：<u>管路内貯留型</u>マンホールトイレ	(本編 P 7) ○構造・サインほか※² (想定) ・型式：<u>貯留型</u>マンホールトイレ

(3) 取組の進捗を踏まえた変更

変更の概要	変更内容【変更後】	【変更前】
マンホールトイレの整備に関する考え方の整理を踏まえ、表現を見直し	(本編 P 7、概要版 P 1) ※1 川崎区役所は民間ビルのため、 <u>また、宮前区役所は庁舎移転が予定されており、今後も整備等の有無について別途検討していくため、除いています。</u>	(本編 P 7、概要版 P 1) ※1 川崎区役所は民間ビルのため、宮前区役所は庁舎移転の検討の状況を踏まえて整備を検討するため除きます。

その他、用語・用字の修正など、所要の整備を行っています。